

告示

埼玉県告示第百七十号

埼玉県環境影響評価条例（平成六年埼玉県条例第六十一号）第十八条第二項の規定により、オリックス資源循環株式会社から寄居町の区域内において行われる彩の国資源循環工場サーマルリサイクル施設更新工事業について環境影響評価書の提出があった。

なお、環境影響評価書の縦覧の場所及び期間は、次のとおりである。

令和五年二月十四日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 縦覧の場所

埼玉県環境部環境政策課

埼玉県北部環境管理事務所

埼玉県東松山環境管理事務所

寄居町生活環境エコタウン課

深谷市環境課

小川町環境農林課

東秩父村保健衛生課

二 縦覧の期間

令和五年二月十四日（火）から令和五年二月二十八日（火）まで（ただし、土曜日、日曜日を除く。）